

- 備考
- 1 ※印のある欄には記入しないこと。
 - 2 「法人・個人の別」については、いずれか該当する方に丸印を付すこと。
 - 3 次の書類を添付すること。
 - (1) 屋外広告物法第9条の規定により岡山県又は岡山市の条例に基づく登録を受けたことを証する書面（新たに発行された場合）
 - (2) 業務主任者が変更した場合は条例第34条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
 - 4 記入欄が不足する場合は、別紙に記載すること。